

令和 5 年12月 1 日
沖縄電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示
及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第18条第1項の規定に基づき申請を行なった託送供給等約款(令和6年4月1日実施)において、消費税等相当額を含んだ料金率を設定および変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、Ⅲ（料金）、附則5（離島についての特別措置）および附則13（バランシンググループの設定に係る特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
接続送電サービス		
接続送電サービス料金		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	48.68	4.43
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	97.35	8.85
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	194.70	17.70
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	292.04	26.55
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	486.74	44.25
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	486.74	44.25
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	145.20	13.20
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	290.39	26.40
100ボルトアンペアをこえる1機器につき		
100ボルトアンペアまでごとに	290.39	26.40

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
電灯標準接続送電サービス		
基本料金		
1 接続送電サービスにつき	304.58	27.69
電力量料金		
1 キロワット時につき	11.54	1.05
電灯時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
1 接続送電サービスにつき	304.58	27.69
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	12.53	1.14
夜間時間		
1 キロワット時につき	10.46	0.95
電灯従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	16.52	1.50
動力標準接続送電サービス		
基本料金		
19（接続送電サービス）（2）イ（イ）により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	797.20	72.47
19（接続送電サービス）（2）イ（ロ）により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	653.71	59.43
電力量料金		
1 キロワット時につき	7.59	0.69
動力時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19（接続送電サービス）（2）イ（イ）により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	797.20	72.47

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
19 (接続送電サービス) (2)イ(㍑)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	653.71	59.43
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	8.23	0.75
夜間時間		
1キロワット時につき	6.90	0.63
動力従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	20.66	1.88
高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	713.93	64.90
電力量料金		
1キロワット時につき	4.59	0.42
高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	713.93	64.90
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	5.02	0.46
夜間時間		
1キロワット時につき	4.14	0.38
高圧従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	16.28	1.48
特別高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	472.49	42.95
電力量料金		
1キロワット時につき	3.32	0.30

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
特別高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	472. 49	42. 95
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	3. 61	0. 33
夜間時間		
1 キロワット時につき	3. 00	0. 27
特別高圧従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	11. 07	1. 01
1 年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い		
ピークシフト割引額		
ピークシフト電力 1 キロワットにつき		
高圧で供給する場合	606. 85	55. 17
特別高圧で供給する場合	401. 62	36. 51
臨時接続送電サービス		
臨時接続送電サービス料金		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4. 29	0. 39
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8. 59	0. 78
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	8. 59	0. 78
総容量が500ボルトアンペアをこえ1 キロボルトアンペアまでの場合	85. 90	7. 81
総容量が1 キロボルトアンペアをこえ3 キロボルトアンペアまでの場合1 キロボルトアンペアまでごとに	85. 90	7. 81

区分および単位	料金率	消費税等相当額
動力臨時定額接続送電サービス 臨時接続送電サービス契約電力 1 キロワット 1 日につき	円 109. 74	円 9. 98
予備送電サービス 予備送電サービス料金 予備送電サービス A 予備送電サービス契約電力 1 キロワットにつき 高圧で供給する場合 特別高圧で供給する場合 予備送電サービス B 予備送電サービス契約電力 1 キロワットにつき 高圧で供給する場合 特別高圧で供給する場合	 124. 94 83. 16 152. 06 107. 26	 11. 36 7. 56 13. 82 9. 75
系統連系受電サービス 系統連系受電サービス料金 基本料金 系統連系受電課金対象電力 1 キロワットにつき 電力量料金 1 キロワット時につき 系統設備効率化割引 系統設備効率化割引単価 系統設備効率化割引 A 単価 受電電圧が標準電圧 60, 000 ボルトをこえる 場合 系統連系受電課金対象電力 1 キロワット につき 別表 2 (系統設備効率化割引の対象変電 所等) (1) の割引区分 A－1 の場合 別表 2 (系統設備効率化割引の対象変電 所等) (1) の割引区分 A－2 の場合 別表 2 (系統設備効率化割引の対象変電 所等) (1) の割引区分 A－3 の場合	 69. 95 0. 24 16. 50 4. 26 2. 13	 6. 36 0. 02 1. 50 0. 39 0. 19

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
22 (系統連系受電サービス) (3)ハ(ロ)α(a)以外 の場合		
系統連系受電課金対象電力1キロワット につき		
別表2 (系統設備効率化割引の対象変電 所等) (1)の割引区分A-1の場合	16.50	1.50
別表2 (系統設備効率化割引の対象変電 所等) (1)の割引区分A-2の場合	8.51	0.77
別表2 (系統設備効率化割引の対象変電 所等) (1)の割引区分A-3の場合	4.26	0.39
系統設備効率化割引B単価		
系統連系受電課金対象電力1キロワットに つき		
別表2 (系統設備効率化割引の対象変電所 等) (1)の割引区分B-1の場合	51.07	4.64
別表2 (系統設備効率化割引の対象変電所 等) (1)の割引区分B-2の場合	26.19	2.38

(2) 附則5 (離島についての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
系統連系受電サービス料金		
基本料金		
系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき 特別高圧系統のある離島 (宮古島, 池間島, 大神島, 来間島, 伊良部島, 下地島, 石垣 島, 竹富島, 西表島, 鳩間島, 由布島, 小浜 島, 黒島, 新城島 (上地), 新城島 (下 地))	67.60	6.15
特別高圧系統のない離島 (栗国島, 渡名喜 島, 久米島, 奥武島, オーハ島, 北大東島, 南大東島, 多良間島, 水納島, 波照間島, 与 那国島)	67.58	6.14

区分および単位	料金率	消費税等相当額
発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等 1キロワット時につき	円 38.90	円 3.54

(3) 附則 13（バランシンググループの設定に係る特別措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等 1キロワット時につき	円 38.90	円 3.54